

議案第70号

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月9日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の委員の部及び農地利用最適化推進委員の項中「702,936円以内で規則で定める額」を「農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額」に改める。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

（提案理由）

農地利用最適化交付金の範囲内で、農地利用の最適化に係る実績に応じた額で配分し、報酬の支給とすることとするため、この条例案を提出するものである。

## つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表

改正後				改正前			
本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）				本則・附則（略） 別表（第2条、第4条関係）			
職		報酬	相当する職	職		報酬	相当する職
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農業委員会の委員	会長	基本報酬 (略) 能率報酬 年額 <u>農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額</u>	(略)	農業委員会の委員	会長	基本報酬 (略) 能率報酬 年額 <u>702,936円以内で規則で定める額</u>	(略)
	会長代理	基本報酬 (略) 能率報酬 年額 <u>農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額</u>			会長代理	基本報酬 (略) 能率報酬 年額 <u>702,936円以内で規則で定める額</u>	
	委員	基本報酬 (略) 能率報酬			委員	基本報酬 (略) 能率報酬	

	年額 <u>農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額</u>			年額 <u>702,936円以内で規則で定める額</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農地利用最適化推進委員	基本報酬 (略) 能率報酬 年額 <u>農地利用最適化交付金の範囲内で、規則で定める方法により、農地利用の最適化に係る実績に応じて算出した額</u>	(略)	農地利用最適化推進委員	基本報酬 (略) 能率報酬 年額 <u>702,936円以内で規則で定める額</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)